

## 消費生活講座実施要領

- 1 事業名 消費生活講座
- 2 目的 高齢者の消費者被害の背景には、社会的孤立や認知力の低下などの要素が潜在的にあり、本人からの相談が少なく、対応が遅れることで被害が拡大している面がある。高齢者の消費者被害の防止は、地域社会全体で取り組むべき課題と捉え、地域で行われる座談会や研修会を機に消費生活講座を実施し、高齢者の消費者被害の防止を図ることを目的とする。
- 3 対象者 自治会員
- 4 講師 東員町役場 町民課職員
- 5 内容 高齢者の消費者トラブルについて
- 6 開催日 別紙「消費生活講座実施申込書」に記載の開催日の中から、希望される日時を第3希望までご記入いただき、調整のうえ、決定いたします。  
  
※講座の実施時間は1時間程度を予定しています。  
※悪天候等により、延期及び中止の場合があります。  
※開催枠を超えた場合は、お断りすることがあります。
- 7 連絡先 東員町 町民課 担当 佐藤・齋田  
電話：0594-86-2806 FAX：0594-86-2851  
E-mail：tyomin@town.toin.lg.jp